

広島県告示第八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十九年広島県告示第百八十六号
所在地	広島県尾道市高須町地内
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称
横浜（二八三四）、四拾歩（二八三八）、関屋D（六五九六）、関屋（一〇五三五）	横浜（二八三四）、四拾歩（二八三八）、関屋D（六五九六）、関屋（一〇五三五）
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
の自然現象類 急傾斜地の崩壊	の自然現象類 急傾斜地の崩壊